

清瀬市利用者負担額基準額表 （令和 7 年 9 月以降）

世帯の市町村民税課税所得割額による階層区分		
A	生活保護世帯	
B	市町村民税非課税世帯	
C	均等割のみ課税世帯	
D1	1円以上	10,000円未満
D2	10,000円以上	13,400円未満
D3	13,400円以上	16,000円未満
D4	16,000円以上	20,400円未満
D5	20,400円以上	36,000円未満
D6	36,000円以上	48,600円未満
D7	48,600円以上	57,700円未満
D8	57,700円以上	66,000円未満
D9	66,000円以上	77,101円未満
D10	77,101円以上	97,000円未満
D11	97,000円以上	115,000円未満
D12	115,000円以上	133,000円未満
D13	133,000円以上	151,000円未満
D14	151,000円以上	169,000円未満
D15	169,000円以上	191,000円未満
D16	191,000円以上	213,000円未満
D17	213,000円以上	235,000円未満
D18	235,000円以上	257,000円未満
D19	257,000円以上	279,000円未満
D20	279,000円以上	301,000円未満
D21	301,000円以上	325,000円未満
D22	325,000円以上	349,000円未満
D23	349,000円以上	373,000円未満
D24	373,000円以上	397,000円未満
D25	397,000円以上	423,000円未満
D26	423,000円以上	449,000円未満
D27	449,000円以上	

清瀬市利用者負担額基準額表 備考

1 この表における年齢区分の適用に当たっては、子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする。

2 この表において市民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯において、次に掲げる各号のいずれかに該当する世帯については、同階層の基準額を半額として適用する。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯

(2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

(6) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯

(7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

上記、(1) から (7) に該当した世帯は「家庭状況変更届」と必要書類を添えて手続きが必要です。必要書類は、保育施設等利用申込み等ですでに提出している場合、公簿等で確認できる場合は省略できる場合があります。また、申請月の翌月から適用します。

3 この表において「均等割」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、「所得割課税額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額とする。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 5 項、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2 項並びに第 45 条の規定を適用しないものとする。

4 この表において、保護者等が市民税の賦加期日現在、指定都市の区域内に住所を有するときは、これらの者を指定都市区域外に住所を有するものとみなして、利用者負担額に係る市民税所得割額を算定するものとする。この場合において当該所得割額の算定に当たり、指定都市において算出した市民税所得割額に 8 分の 6 を乗じた額をもとに利用者負担額を決定することができる。